

## 第4章 継続教育カレッジにおける継続的成人教育

継続基金が設立されて以来、継続教育ではカレッジ以外は地方団体も含めて「外部機関」とよばれている。このことから明らかのように、継続教育部門はカレッジを軸とした体系に変化してきたように思われる。本章では、第2章、第3章で連携の相手先として取り上げていたカレッジを中心に据えて、英国継続教育の変化を考察したい。

### 1. 継続教育カレッジの変遷

#### (1) 継続教育カレッジとは

英国にはカレッジとよばれる教育機関が複数あるので、ここでは機能を中心に整理し、広義及び狭義の継続教育カレッジについて明らかにしたい。

##### A. 様々なカレッジ

###### ・継続教育カレッジ（狭義）

主に成人を対象に職業訓練を中心としたコースを提供する機関。イングランドに229校、ウェールズに20校ある。

###### ・第3カレッジ

1970年代にはじめて設立された。16歳以上の教育をすべて行っている。シックス・フォーム・カレッジと継続教育カレッジの機能を合わせ持ったカレッジ。1992年にはイングランド・ウェールズで67校あり、45万人が登録していた。

###### ・専門教育カレッジ

芸術、デザイン、農業、園芸などの専門的科目を教えるカレッジ。イングランド・ウェールズには約50校ある。

###### ・コミュニティ・カレッジ

レジャー、レクリエーション、準職業教育コースなどの継続的成人教育が中心になる。

###### ・大学のカレッジ

ケンブリッジ大学トリニティーカレッジのように、総合大学内の独立した高等教育機関をさす。

#### ・シックス・フォーム・カレッジ

主に16才から18才までの大学進学希望者を対象にしている。大学が選考の参考とする上級一般教育修了証書(GCE A-level)の準備教育を集中的に行う機関。

1994年時点では、117校あり、116,000人が学んでいる。

#### ・独立カレッジ

3,000校くらいあるが、地方団体からも継続教育基金からも補助金を受けていない。コンピュータコース、外国人のための英語などの受講者が多い。

上記のうち継続教育カレッジ、第3カレッジ、コミュニティ・カレッジ、専門教育カレッジが広義の継続教育カレッジと考えられている。実際の名称はカレッジ、インスティテュート（機関）などが用いられているが、必ずしもその機能を示していない。

本文では、特に断りのない限り、カレッジは狭義のカレッジを指している。

### B. 典型的なカレッジ

英国査定委員会(Her Majesty's Inspector)の最近の調査によれば、典型的なカレッジには1,000人以上のフルタイムの受講生と3,000人以上のパートタイム及び夜間コースの受講生が学んでいる。フルタイムの受講生は16才から20才の青年が多いが、パートタイムの受講生の年齢層は幅広くなっている。

一般的な開設コースは下記のとおりである。

- ・義務教育修了後の就業準備コース
- ・職業訓練コース
- ・一般的な教育（中等教育修了証書、上級一般教育修了証書試験準備を含む）
- ・中等教育修了証書、上級一般教育修了証書レベルの職業教育コース
- ・レクリエーション、非職業的な成人対象コース
- ・青年職業訓練及び雇用訓練プログラムに基づく職場外職業教育
- ・高等教育（パートタイム、夜間コース中心）
- ・青年、成人を対象とした特殊教育（特別援助教育？）
- ・地域の企業が全経費を負担する短期コース
- ・刑務所での教育

## C. 継続教育カレッジの歴史

ほとんどのカレッジはメカニックス機関及び技術学校を起源とする。

英国では、18世紀後半の産業化の動きから職業訓練が発達し、19世紀には60万人がメカニックス機関の会員であった。1856年にはRoyal Society of Arts (RSA)、1879年にはCity & Guildsが試験実施及び認定機関として発足した。1940年以前の職業教育は各地の「テック(Tech)」と呼ばれる夜間クラスで行われていた。技術教育が急速に拡大したのは第2次世界大戦中である。就業時間中に技術カレッジで訓練を受けていた就業者は戦前の4万2千人から大戦終了直前には15万人になっていた。

戦後も就業時間中に技術カレッジで訓練は続き、1957年には40万人がパートタイムの訓練を受けていた。当時は、技術不足と非熟練労働力の不足に悩んでいた。1960年代の継続的職業教育は、法律で設立された産業訓練局の影響が大きかった。集中的な訓練を行う業種では、研修生（徒弟）は1年目の職場外訓練を主に技術カレッジで行っていた。

1970年代に景気が後退すると、職業教育も衰退していった。70年代、80年代はカレッジの機械工学部門の受講生は減少し、代わりに成人失業者、政府の職業訓練、就業プログラムに参加する青年を対象としたコースが開設された。さらに職業訓練コースが減少し、教育的コース（アカデミックコース）が増加し、再挑戦を希望する成人が一般教育修了証書試験準備を技術カレッジで行うようになった。カレッジでアカデミックなコースが増えた背景には、総合制中学校(Comprehensive school)が16歳以上の教育を用意できなかったこともある。

80年代には、英国の教育水準の低下が指摘され、政府は教育、職業訓練の分野で様々な改革を行った。次に説明する継続教育に係わる改革もその一連の動きの一部である。<sup>1</sup>

### （2）継続教育に係わる一連の改革とカレッジ

80年代以降の主な改革は、1988年教育改革法、1992年継続教育・高等教育法及び同法による継続教育基金（イングランド・ウェールズ）の設立である。

#### A. 1988年教育改革法

- ・地方団体はカレッジの理事会に財政に関する権限を委任しなければならなくなつた。

---

<sup>1</sup> V. Hall (1995) 'Further Education in the United Kingdom' Collins Educational, The Staff College pp. 2-11

- ・理事会の理事は25名以下。
- ・地方団体、当該カレッジの関係者は理事の半数以下でなければならない。
- ・地方団体からの理事は20%以下でなければならない。
- ・カレッジの職員からの理事は2名以下でなければならない。

政府の大きな目的は職業訓練制度と教育制度を充実させ、経済及び技術の変革に柔軟に対応できる労働力を養成し、世界の市場で英国の競争力を高めることである。

#### B. 1992年継続教育・高等教育法

同法の特徴として次のようなことが指摘できる。

- ・カレッジが法人格を与えられ、地方団体から独立した。
- ・イングランドとウェールズに継続教育基金が設立され、教育・雇用省からの補助金をカレッジを中心とした継続教育機関に配分するようになった。

この法律の施行前は、カレッジは地方団体の管轄にあり、法律上は地方団体と不可分の関係にあった。例えば、職員は地方団体職員であり、不動産と資金は地方団体が所有していた。外部機関と契約行為を行う場合は、カレッジとしてではなく、地方団体の代理として行わなければならなかった。しかし、法律が施行された1993年4月以降は、「カレッジは、国の補助金制度の枠内で独自の道を進む中規模の独立した民間企業のよう」<sup>2</sup>になった。

この法律では、継続教育部門をカレッジを中心に再編し、職業教育を中心としたコース提供を目指していることが読みとれる。

カレッジの中にはこの改革を機会に、イメージアップや地方団体から独立したことを示すため、名称を変更したり、新しいロゴを採用する動きも多く見られた。

こうした1988年以降の地方団体からの独立に対するカレッジの受けとめ方は様々である。自由を謳歌している校長もあれば、地方団体の支援の価値を認識し、失ったものを実感している校長もいる。1988年法と1992年法の成立の間に少なくとも44%のカレッジ校長会の会員がその職を退いたとも言われる。その多くは校長の伝統的役割の変化を避け、新セクター（継続教育部門）の需要への不安、自らの研修・訓練不足により去っていった。また、1994年夏学期の終わりにはかつてないほどの数の校長が、伝統的な教育的面での指導力とコース提供と同時に法人経営の責任により追い込まれ、辞職し

---

<sup>2</sup> Vince Hall (1995) ibid p.11

たり、退職したりしたと言われている。

#### C. 継続教育基金の補助金制度

第1章で見たとおり、補助金の対象となるコースが限定されている。また、追加が認定されないと前年の90%となった基礎補助金のみになってしまないので、カレッジにはコース運営に加えて経営努力が求められている。また、補助金の申請手続きなど基金に関する事務がカレッジの通常業務に新たに加わった。

## 2. キングスウェイ・カレッジに見る実際の継続教育カレッジの運営

キングスウェイ・カレッジは旧内ロンドンの北に位置するカムデン区を中心に7つのセンターと2カ所の刑務所でコースを提供している。カムデン区から継続教育基金の補助対象外の継続的成人教育を委託されている。

ここでは、キングスウェイ・カレッジの事業を紹介し、転換期の継続教育カレッジの現場を見てみたい。

### (1) カレッジの目的

キングスウェイカレッジの目的は下記の3つである。

#### a) 学習活動による地域の発展

カレッジは多様性に富む地域社会の中で運営されている。平等、協調性、他者を尊重することに価値が置かれ、学習者が持つて生まれた環境と個人の希望が重要要素として尊重される。そして、平等に機会が保証された学習社会を構築することを目指している。柔軟な学習方法を用いること、職員が高度で専門的技量を有すること、受講生が世界標準を達成することにより、活力があり、充実した学習環境を整えるよう努めている。

#### b) 学習活動による転換とレクリエーション

カレッジは、全年齢層の学習者と連携しており、ときにはその人生の重要な段階において、強い影響を与え、人生を充実させる機会を提供している。自己開発、能力の再生のための学習に価値をおき、したがって継続的、生涯にわたる活動として学習への取り組みを促進している。

#### c) 学習活動による経済発展

カレッジは、受講生が開けた展望をもった国内及び世界の知的かつ実践的な技術のほか精神的習慣と行動も身につけられるよう努めている。カレッジは英国の教育水準と職業訓練レベルを他国に劣らない水準まで向上させるよう貢献したいと考えている。<sup>3</sup>

---

<sup>3</sup>'Kingsway College Strategic Plan 1994-97'

(2) 財源

表4-1 キングスウェイ・カレッジ収入一覧(1993.8-1994.7決算)

	金額 (£)	割合
継続教育基金	8,500,000	65.99
カムデン区教育部	1,113,333	8.64
受講料	670,000	5.20
内務省（刑務所教育）	627,000	4.87
職業訓練・起業支援機関	404,600	3.14
欧州連合補助金	409,200	3.18
職業訓練・起業支援機関 (職業教育)	350,300	2.72
フランチャイズ (高等教育)	240,000	1.86
受講料で運営されている コース	233,300	1.81
その他の収入	124,000	0.96
フランチャイズ（学校）	84,600	0.66
政府からの補助金	91,600	0.71
職業訓練・職業教育	32,000	0.25
合計	12,879,933	100.00

財政規模の縮小という環境にあるので、キングスウェイカレッジでは、少数の機関からの補助金に頼るのでなく、多くの機関から補助金を得ることにより総収入を確保する努力をしている。

カムデン区教育部は資格取得を目的としない職業訓練、レジャー、レクリエーション、スポーツなど継続教育・高等教育法の別表2以外のコースに対して委託費を支払っている。（別表2に定められているコースは継続教育基金から補助金が交付されている。）

### (3) コース運営

運営主体は理事長、副理事長を含めた12名から構成される理事会である。各自の所属は、理事長がプロスペクトセンター、副理事長は英國図書館、その他の理事は法律関係者機関、エッソ、英國郵便、ロンドン中心部職業訓練・起業協会(CENTEC)、バングラデシュ関係団体、ノースロンドン大学、校長、職員(2名)、受講生である。

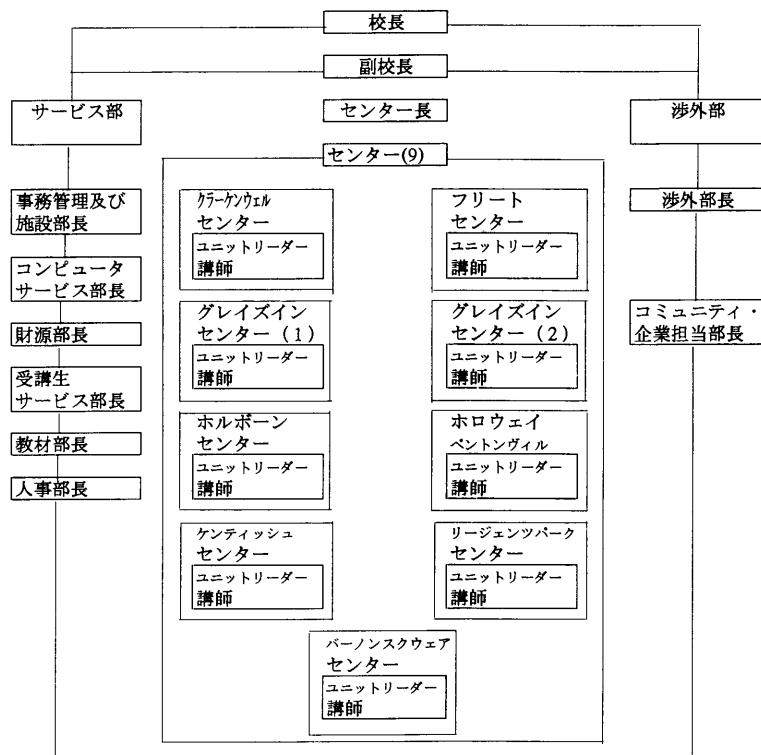
校長以下の組織は、科目別に分かれている「ユニット」を基本組織とし、それぞれいずれかのセンターに執務室を持っている。しかし、執務室のあるセンター以外でも、コースは開講されている。職員はいずれかのユニットに所属しており、ユニットにはそれぞれユニットリーダーがいる。

また、9カ所のセンターにはそれぞれセンター長がいる。さらに、全センター共通のサービスを担当するサービス部長が6名おり、それぞれ事務及び不動産管理、コンピュータサービス、資源及び財源管理、学習者サービス、教材準備、人事を担当している。そのほか、涉外関係担当として涉外部長とコミュニティ及び雇用主連携部長がいる。

センター、ユニットはそれぞれ9カ所ある。

カレッジ幹部組織(College Management Team; CMT)は、センター長9名にサービス部長5名、涉外部長2名で構成され、カレッジの重要課題について議論する。

図4-2 キングスウェイ・カレッジ組織図



#### (4) カレッジと区の関係

1988年教育改革法によりこれまで旧内ロンドン13区の教育を管轄していた内ロンドン教育局が廃止されたのに伴い、カレッジは、1989年にカムデン区の管轄となつた。

1990年代は、カレッジの合併が多数起こった。カムデン区でもキングスウェイカレッジがカムデン区成人教育カレッジと合併し、16歳以降の教育の主要提供機関となり、規模は2倍になった。合併の背景には、成人教育は法的義務ではないので、不安定な領域であるが、合併により規模を拡大し、成人教育を守ろうという意図があった。

現在区は、法別表2以外の資格取得を目的としない趣味・教養的教育、レクリエーションをカレッジに委託し、間接的に住民に提供している。1994年の年間計画により、区は契約をするにあたって下記事項を定めている。

##### a) 成人のエーストス

区は、カレッジにカリキュラム編段階及び提供段階において成人のエーストスを形成し、保つこと並びに特定の年齢層を特定の場所から排除することができないようにすることを期待している。

##### b) 地域での利便性

区はカレッジに対して、成人が教育及びカレッジに参加できるように、区内全域から通学できる場所に施設を設置するという考え方をとっていくことを期待している。カレッジの各センターが地域の利益を優先していく方向で検討していることを区は認識している。

たくさんの成人がアクセスできるように幅を広げる方法として、区が援助する機関で開設される継続教育基金の補助対象コースのスポンサーシップを引き受けることもあげられる。<sup>4</sup>

区は、受講生のために、就職相談事業、教育と産業ユニット及びその他の支援事業を提供することにより、サービス提供者間の連携をはかれるようにしていく立場にあることを認識している。

##### c) 学校との提携

1992年継続教育・高等教育法により学校は、成人を対象としたコミュニティ・エデュケーションを運営できるようになった。

学校が16歳以上の教育と職業訓練を提供するのであれば、カレッジが学校施設を利用してコースを提供することも検討されてよい。

<sup>4</sup> 第1章4. 継続教育基金の設立とその影響（3）地方団体への補助金の交付参照

d) 学習障害及び身体障害者

学習障害や身体障害を持つ人々が自立して生活ができるよう支援するために、彼らに幅広い学習機会を提供できるようにすることが大切である。区は継続教育基金がこの分野の全体的プログラムに補助金を交付するものととらえている。区は、特別な集団に所属する受講生に適切なサービスを提供するために、社会サービス部が重要な役割を果たすことも認識している。

カレッジと区は、潜在的受講生に、適切な学習機会を提供する方法を見いだすよう、学習障害のある受講生及び特別援助が必要な受講生に関する情報と査定基準を共有する。

e) 理事による運営

カレッジは、区が費用を負担する継続教育・高等教育法別表2以外の成人教育<sup>5</sup>を管理運営する理事会内の委員会の運営を検討することが期待されている。区は、カレッジで提供されている区が費用負担する成人教育の行政責任に関するフォーラムを見学することを望む。

f) コミュニティ・エデュケーションと地域おこし<sup>6</sup>

## (5) 外部機関との連携

財源からも推測されるように、カレッジは多数の機関から補助金を受けるなどの連携をしている。主な連携先と連携内容は下記のとおりである。

a) ロンドン中心部職業訓練及び起業協会(CENTEC : Central London Training & Enterprise Council) / シティ及び内ロンドン北部職業訓練及び起業協会(CILNTEC: City & Inner London North Training & Enterprise Council)

TECは失業者の職業訓練への補助を重視しているが、キングスウェイカレッジでは、青少年及び成人の職業訓練にも取り組んでいる。

TECの補助方法には、直接補助と間接補助がある。

---

<sup>5</sup> 継続教育・高等教育法別表2には、継続教育基金の補助対象となるコースが列記されている。  
(第1章 6. 継続教育基金の設立とその影響参照) 主に職業訓練あるいは資格取得を目的とするコースが補助対象となっている。それに対して、料理、フィットネスなど趣味・教養的コースは非別表2コースとして補助対象外になっている。

<sup>6</sup>以上Camden Local Education Authority (1993) 'A Guidance Note on Planning The LEA-Funded Adult Education Programme at Kingsway College & Agreeing an Annual Contract April 1 1994-July 31 1995'

直接補助には、青少年トレーニング、ネットワーク・トレーニングがあり、間接補助にはTECから補助金を受け取ってカレッジと契約を結んでいるヤング・フットボール・クラブやフットボール協会へのサービス提供がある。

そのほか、就業のための職業訓練が地域の雇用主のために3～4コース開設されていたり、視覚障害者のための活動(Action for Blind people)もTECから補助を受け、カレッジが訓練用設備を提供したりしている。

TECの主な補助方法としては、コースの直接運営、雇用主と契約による補助金支出、法別表2以外の職業関連コースへのFEFCの補助金の4%の支出の3つが挙げられる。

b) LASER (Advisory Councilのロンドン支部)

マネジメントのレベルでの連携が中心であるが、研修、会議の開催、職員研修の援助、教育開発に関する出版事業、その他一般的な援助と助言を行っている。

c) NAFTHE (The University & College Lecturers' Union)

大学、カレッジの講師の労働組合であり、組合活動のほか、職員研修の補助を行っている。

d) 欧州連合社会開発基金(European Social Fund)

不利益集団(Disadvantaged groups) ひとり親、難民、長期失業者を対象としたコースに支出される。特定の期間、応用が利く、革新的な事業に支出される。

e) 内務省（刑務所内教育）

これまで、刑務所立地地域の教育担当部局しか入札参加資格がなかったが、現在は、規制緩和により地域外からも参加できるようになった。入札により、2つの刑務所(Pensuns, Hollaway)での教育を5年契約で請け負っている。

そのほか少数民族への教育に対して内務省から補助金が支出されている。

f) ノースロンドン大学(University of North London)及びシティ大学(City University)

大学の基礎コース（大学での学位取得の前段階）、ディプロマ、英語学学位の一部（大学に認定された者）がカレッジで開設され、大学はカレッジに手数料を支払っている。

### g) 学校

学校で提供できない上級一般教育修了証書(GCE A-level)、一般全国職業資格(GNVQ)の科目を選択した生徒にカレッジでのコースを無料で提供している。

そのほか、フランチャイズ、コンサルタント業務並びに学内研修の援助も行っている。これは、カレッジに収入をもたらすだけでなく、学校部門への理解を深める機会ともとらえられている。

### h) Camden Consolitum

- ・カレッジと北カムデンの学校5校で構成される。

### i) 他のカレッジ

カレッジ内のみでFEFCの目標値を達成するのは困難なので、フランチャイズを行い、他のカレッジでコースを運営して収入を得ている。

(カレッジに限らず、民間・公共機関でコースを運営することもある。)

- ・カレッジには20%の事務管理費が収入となる。
- ・フランチャイズ例

- ・London College of Beauty & Therapy
- ・Community Music
- ・Prince's Trust Volunteers

失業者を中心に心理的アドバイス、助言を行うリーダーシップ養成  
失業者を労働市場に参加させるため。

- ・Camden Training Centre  
職場復帰を希望する女性のためのコース(5~6)

## (6) キングスウェイ・カレッジの課題

10年前は小規模のカレッジだったが、現在は「すばやい対応」をするサービス提供者になることを求められている。また、様々な機関がカレッジでのコース開設などカレッジとの連携を求めてくるので、何が受講生及びカレッジの利益になるか判断を迫られることが増えた。

### 3. 継続教育カレッジの将来

継続教育部門は徐々に複雑な経営体になり、その複雑さは「自分の商品を生産し、販売し、財政管理を行い、商品テストもするスーパーマーケット」<sup>7</sup>にもたとえられている。

一連の改革により、カレッジも民間企業と同様に経営手腕、市場戦略が求められるようになってきた。

正の効果としては、受講生を「顧客」ととらえることで、コース内容を受講生中心主義で企画する基本に戻ることが考えられる。負の効果としては、主な収入源である継続教育基金は補助対象を限定し、手続きが煩雑で事務に時間と労力が必要になること、独立した法人になったものの、カレッジが何らかの原因で倒産したときの補償責任が不明確であることなどが考えられる。しかし、最も不安なのは、経営を重要視するために、経営と教育が分離されたり、教育機能が経営に引っ張られる危険性とそこから派生する不安定性である。

---

<sup>7</sup> Leonard Cantor, Iolo Roberts & Beryl Pratley (1995) 'A Guide to Further Education in England & Wales' Cassel p.96

## 第5章 まとめ

### 1. 一連の改革がもたらしたもの

最も大きな影響を及ぼしたのは、継続教育基金の設立とその補助金の交付方法だと思われる。主な影響を経営、競争、職業教育への重心の移動の3つに分類してみる。

#### (1) 経営

継続教育基金が設立され、政府からの補助金の流れが大きく変わった。コースの内容、実際の受講生の人数により補助金額が決定されるようになった。もちろん、同基金から補助金が支給されないコースを開設することは妨げられないが、受講料を高めに設定したり、地方団体（カウンシルタックス）など他の機関に資金援助を求めるなど財源を確保しなければならない。また、基金の補助金で賄われない部分のコストはできるだけ抑える努力もされている。

#### (2) 競争

競争には2種類ある。まず、受講登録者数が継続教育基金からの補助金の算定基礎となるため、多くの受講生を集めなければならない。近隣に継続カレッジなど他の継続的教育提供機関がある場合は、それらと競合し受講生を確保しなければならない。つぎに、継続教育基金の収入源は教育・雇用省からの補助金というひとつの大きなパイであり、このパイが各機関に分配される。そのため、継続教育機関はすべてひとつのパイを争う競争状態にあるといえる。

#### (3) 職業教育への重心の移動

継続教育基金の補助対象コースは、職業的資格、学術的資格、成人基礎教育の3つの分野に分けられる。職業的資格付与機関は多数あるので、様々な内容とレベルのコースを開設することが可能である。また、欧洲連合の労働市場で英国民が不利な立場にあることから、政府も職業的資格の取得を奨励している。さらに伝統的な文化・趣味的な教育を運営する財源を確保するのが困難になってきている。こうしたことを受け、公立の成人教育センターをはじめとして継続的成人教育提供機関では、職業教育コースの割合が増加してき

ている。

関係者は、この傾向について反対の態度はとっていない。しかし、職業教育を受けたいが、試験をともなう資格取得を望まない受講生の行き場がなくなってしまうのではないかと懸念している。

職業教育重視の背景としては以下もあげられる。

- ・ 1991年に発行された「21世紀に向けての教育と職業訓練」でも、政府が職業資格取得援助をしていくことをうたっている。
- ・ 91年7月には英國産業同盟(CBI: Confederation of British Industries)が設定し、政府が承認した「教育及び職業訓練の国家目標(National Target)」が発表され、2000年までに到達目標が定められ、到達度をモニターする機関も設立された。

## 2. パートナーシップ

パートナーシップに対する反応は、その存在を否定する担当者もいれば、重要性を認めるとの担当者まで様々である。ここでは、必要に迫られたパートナーシップと契約によるパートナーシップについて触れる。

### (1) 必要に迫られたパートナーシップ

継続教育基金の補助金は前述のとおり受講者数が算定基礎になるが、コースが乗数になり、コース内容と長さによりその数字は異なる。つまり、コース企画と財政管理は不可分の関係にあるので、内部の連携は機能しているといえる。

また、継続教育基金の補助金だけで機関全体の運営を行うことは不可能であるので、他の機関にサービスを提供してその対価を受け取ったり、欧州連合の補助金を申請したりしなければならない。

### (2) 契約によるパートナーシップ

代表的な例として「フランチャイズ」があげられる。これは、自分の教室を提供して他の機関のコースを開設する代わりに手数料を受け取るというものである。依頼側は、自分の施設の地域以外で受講生を得て、対象コースであれば補助金を申請することができる。依頼を受けた側は、手数料収入を得ることができる。つまり、依頼する側、受ける側の双方に利益をもたらすので広く行われていると思われる。

### 3. 英国の継続的成人教育と日本の社会教育

学習情報提供機能、職業教育、外国籍住民への対応の3点についてこれまでの英国の継続的成人教育の調査を通じて感じてきたことを中心に、日本の社会教育を振り返ってみたい。

#### (1) 恒常的運営の宣伝効果

日本では学習情報提供方法について様々な手法が検討されている。

調査をはじめた当初、学習情報提供について関係者に話を聞くとコースガイドを各世帯に配付するなど基本的な手法をとっているだけで、特別なことをしているわけではない。シティ・リットという継続的成人教育機関では「あんまり宣伝すると、このクラスは定員に達しました、と断るのが大変なんです。」という意外な回答を受けた。

英国では、コース内容は多少変化するものの、学校教育と同じ学期制度を取り入れているので、開設時期は一定している。短期のコースは1学期のみか、週末コース等限られているので調べるのにあまり時間はかかるない。さらに、この学期制が何年も何年も繰り返されてきているので、地域住民は自らの参加経験がなくても近隣に住む人など身近な人から話を聞く機会も多い。恒常的運営から派生するこうした効果が英国の継続的成人教育の学習情報提供機能として働いていると思われる。

#### (2) 雇用慣行の変化と職業教育

これまで述べてきたように、英国の継続的成人教育は、職業教育の割合が高まってきている。英国の企業は、社員を募集する際に必要な資格、経験を明確にして広告する。採用された者は、企業が必要とする資格を備え、配置されたらすぐに職務に就くことができるものと考えられている。一方で失業も深刻な問題である。英国全体の失業率は10%くらいであるが、旧炭坑地域、重工業地域では30%を超えており、彼らにとって職業的資格を取得することは就職活動の大切な要素である。

日本もバブル経済がはじけ、景気の回復も芳しくない。民間企業では、年俸制の導入などこれまでの終身雇用制が見直されてきている。企業の人材養成の考え方が変わってくる可能性も否定できない。これまで職業的教育は企業内教育が担ってきた部分が大きいが、公共部門（地方自治体の事務）の責務がますます大きくなるのではないだろうか。

### (3) 外国籍市民の支援

英国は多民族社会である。公共サービスの案内も多言語で行われている。

少数民族、難民の住民には、英語教育及び算数の基礎教育を無償あるいは無償に近い料金で提供している。英語を修得後、職業教育及び継続的教育へ進む参加者も多い。少数民族、難民とよばれる住民を地方団体が支援するのは、明日の地域経済を担うメンバーのひとりとしてとらえているからである。日系企業の駐在員のように数年間しか滞在しない外国人も、コース参加にあたり、特別な要件が求められない限り、どのコースにも参加することができるし、地域内の公営センターであれば居住者割引を受けることもできる。

日本でも外国人のための日本語教室や各国料理講座が開設されたり、外国人を講師として招く国際理解講座が行われている。しかし、外国人を「お客様」ではなく、住民と見る視点からの運営はどの程度されているのだろうか。

英国と日本では継続的教育だけではなく、社会的、文化的背景も異なるので単純には比較できない。今回の調査にも限界があるが、このレポートが英国の継続的成人教育を調査する方、日本の生涯学習に携わっている方、この分野に興味のある方の何らかの参考になれば幸いである。

## 参考文献

### 1. 継続教育一般

- NIACE 'Adult Learning' MORI調査の結果
- UDACE(1991) 'Structures for the Education of Adults' NIACE
- The Further Education Funding Council (1995) 'Funding Allocations 1995/96' FEFC
- V. Hall (1995) 'Further Education in the United Kingdom' The Staff College
- Leonard Cantor, Iolo Roberts, Beryl Pratley (1995) 'A Guide to Further Education in England and Wales' Cassel
- P. Jarvis (1995) 'Adult and Continuing Education, Theory and Practice Second Edition' Routledge
- D. Legge (1982) 'Education of Adults in Britain'

### 2. コミュニティエデュケーション

- 上杉孝 「地域社会教育の展開」松嶺社 1993
- Cambridgeshire County Council (1994) 'The Community Education'
- C. Poster (1982) 'Community Education: Its Development and Management' Heinemann

### 3. 教育一般

- Peter Gordon & Danis Lawton (1993) 'Dictionary of Education' Hodder & Stoughton
- Donald MacKinnon & June Stathamm with Margaret Hales (1995) 'Education in the U.K., Facts & Figures' The Open University
- Department for Education 'Educational Statistics for the United Kingdom 1994 edition' HMSO
- 竹内洋 「パブリック・スクール」講談社現代新書 1993

### 4. クロイドン区関係

- OFSTED監査報告(1994) 'Croydon Continuing Education & Training Service'
- Croydon CETs (1995) 'The Guide'
- Croydon (1996) 'CETS Performance Review'
- Croydon Education 'Charter Mark Application June in 1994, Continuing Education'

## 5. レスター・シャー関係

- A. N. Fairbain (1978) 'The Leicestershire Community Colleges and Centres'  
University of Nottingham
- Leicestershire County Council 'Youth and Community Education Service 1995 and beyond'
- Leicestershire County Council 'The Youth and Community Education Unit'
- Leicestershire County Council 'Commissioning Agreements & Community Education, An Introductory Guide'
- Leicestershire County Council 'Management Agreement with Free Standing Youth and Community Centres and Projects'
- 'Adult Education in Leicestershire' MORI
- Roundhill Course Guide
- 自治体国際化協会「英国の地方自治」 1991 自治体国際化協会

## 6. 地方自治一般

- Tony Byrne (1994) 'Local Government in Britain' Penguin Books
- 下條美智彦「イギリスの行政」早稲田大学出版会 1995
- 自治体国際化協会 クレアレポート 84号「地方公務員のためのイギリス憲法入門」自治体国際化協会 1994
- 自治体国際化協会 クレアレポート 80号「内側から見た英国」自治体国際化協会 1994
- 自治体国際化協会ロンドン事務所「英国の地方自治入門」 1994

## 7. その他

- Howard Fisher 'History (of NIACE)'
- Malcolm Tight 'Opportunities for Adult Education' The Open University
- Further Education Funding Council 'Allocations 1995-96'
- 'Education Reform Act 1998'
- 'Further and Higher Education Act 1992'

## 用語一覧

### \* 継続教育関係

#### カレッジ

College

継続教育カレッジ、第3カレッジ、専門教育カレッジなど様々な種類があるが、主として義務教育を修了した16歳以降の教育を提供する機関。（第4章参照）

#### 教育・雇用省

Department for Education and Employment

1995年7月の内閣改造により、教育省に雇用省が吸収された。

#### 継続教育（義務教育修了後教育）

Further Education

一般に「継続教育」と訳されているが、次の2つの用法がある。

(1) 大学教育を除いて、義務教育修了後の教育を包括的に指す場合。 (2) 日本の後期中等教育（高校）にあたる16歳～18歳の教育（大学入学準備教育も含む）を指す場合。（第1章参照）

#### 継続的教育

Continuing Education

継続教育よりも広い概念。日本でいう生涯学習に近い。

上田孝 「地域社会教育の展開」参照

#### 継続教育基金

The Further Education Funding Council (FEFC)

1993年に設立され、教育・雇用省からの補助金をカレッジをとおして、継続的成人教育機関に配付している。（第1章6参照）

#### 職業訓練・起業支援機関

Training Enterprise Council (TEC)

雇用省により設置され、イングランドとウェールズに81カ所ある。地域経済開発の一貫として、職業訓練、企業設立の支援を行っている。カレッジや地方団体の職業訓練コースに補助金を出しているところもある。

#### 戦略計画

Strategic Plan

継続教育基金が補助金交付先の機関に提出を求めている計画書。

#### 全国成人継続教育研究所

National Institute of Adult Continuing Education (NIACE:ナイス)

成人継続教育関係の調査研究、出版事業、研修会の運営及び情報提供を行っている。

#### センター

実際にコースを提供している施設。

## フランチャイズ

Franchise

他の教育機関のコースに施設（教室）を提供することで収入を得ること。これにより委託側は管轄区域以外の受講生を獲得することが可能になり、受託側は手数料収入を得ることができる。

## ユニット（継続教育基金）

Unit

継続教育基金で補助金を計算するために使われている単位。コース内容、長さ、サービスの性質によって多寡がある。ユニットを総計し、さらに基礎的補助、追加的補助、需要にもとづく補助の3種類に分け、それぞれの乗数をかけたものが実際の補助金額になる。（第1章6参照）

## ユニット

Unit

### 1) キングスウェイカレッジの場合

科目毎に組織されている教師グループ。各ユニットの執務室はカレッジの9つのセンターのうちの1つに設置され、これらのユニットはコースは他のセンターでも開講されるコースもカバーする。

### 2) レスター・シャーの場合

カウンティ（県）の教育部に所属する青少年・コミュニティサービス部のこと。カウンティを代表して各センターからサービスを「購入」する立場にある。カウンティとセンターの役割分担については「運営契約」で定めている。

## \*学校教育関係

### 学習指導要領

National Curriculum

1988年教育改革法により導入された。従来の学校（教員）の裁量であった教育内容の基準が示された。

### コースワーク

Course work

レポート作成及び作品制作のこと。中等教育修了証書試験、上級一般教育修了証書試験において、科目により、コースワークのみで成績が判定されたり、筆記試験と併せて判定される。

### シックス・フォーム（カレッジ）

Sixth Form (College)

第6学年級とも訳されている。義務教育は16歳で修了するが、18歳で受験する上級一般教育修了証書取得の準備を2年間かけて行う機関。中学校に併設されている場合とシックス・フォーム・カレッジとして独立している場合がある。ほぼ日本の高校教育にあたる。

### 上級一般教育修了証書

General Certificate of Education Advanced Level (GCE A-level)

以前はGCE O-level（普通レベル）とGCE A-level（上級レベル）があったが、現在はGCSEとGCE A-levelに移行した。Aレベル試験とも呼ばれる。

18歳で2～3科目受験し、その成績が大学入学許可の基準として利用されている。

### 総合制中学校

Comprehensive school

1960年代に導入された。それまでは11歳の時点で試験の結果により、グラマースクール、テクニカルスクール、モダンスクールの3つに分かれる3分岐制をとっていた。総合制中学校は、選抜試験を行わず、多様な能力をもつ子どもを受け入れる学校として設立された。

### 中等教育修了証書

General Certificate of Secondary Education (GCSE)

14歳からの16歳の2年間をかけて準備を行う。レポート及び筆記試験で成績が判定される。通常10科目程度受験する。

### (学校) 理事会

Governor

学校及びカレッジの最高意思決定機関。予算等重要事項を決定する。

学校理事会の起源は、19世紀にまでさかのぼるとも言われるが、現在のような理事会が設置されるようになったのは、1944年教育法以降のことである。特に1986年第2教育法により学校規模別の理事会構成員が選出母体別に規定されるとともに、理事会について、1) 予算に関する権限の強化、2) 教師と保護者の比重の増大、並びに3) 報告及び総会開催義務などが規定された。

### \*地方自治関係

#### カウンティ

County

県レベルの地方団体。広域で処理するのが適当とされる事務を行っている。

#### ディストリクト

District

市町村レベルの地方団体。

#### キャッピング

Capping

政府による地方団体の支出額の上限設定。

### (地方団体の) 再編

Reorganisation

事務の効率化、住民にわかりやすい行政を目指し、これまでカウンティとディストリクトの2層制だった地方制度を一部地域でディストリクトのみの1層制にしようという改革。

第3章で取り上げたレスター・シャーではカウンティ内のレスター市とラットランドが一層制になり、当該地域に係わるカウンティの事務を引き継ぐことになっている。

## CLAIR REPORT既刊分のご案内

NO	タ イ ル	発刊日
第 126 号	英国（イングランド）の継続的成人教育	1996/12/24
第 125 号	アメリカの州・地方政府の経済政策 一6州の企業誘致政策を中心にして	1996/11/22
第 124 号	イギリスにおけるアイデンティティ・カードをめぐる議論と共通番号制度	1996/10/31
第 123 号	英国のコミュニティケアと高齢者福祉	1996/9/27
第 122 号	大韓民国の大 15 代国会議員総選挙について	1996/9/17
第 121 号	欧州評議会と地方自治体	1996/8/30
第 120 号	米国におけるボランティア活動 ーその理念と実態ー	1996/8/15
第 119 号	米国の州及び地方自治体における情報通信政策	1996/6/28
第 118 号	英国における環境づくりの新方向 ーグラウンドワークの理念と実践ー	1996/5/15
第 117 号	英国の新交通システム -Light Rapid Transit (and Related) Systems	1996/4/15
第 116 号	米国における国家都市捜索救助システム ーF E M A と U S & R 隊ー	1996/3/1
第 115 号	大都市圏における広域的行政対応の事例	1996/2/15
第 114 号	英国地方団体の人事制度	1996/2/1
第 113 号	マレーシアの地方自治	1995/12/25
第 112 号	英国の 1995 年統一地方選挙	1995/12/8
第 111 号	大韓民国の 1995 年統一地方選挙	1995/12/8
第 110 号	オーストラリアの地方自治体概説	1995/10/30
第 109 号	シンガポールの地域行政	1995/10/6
第 108 号	濟州道における総合開発計画	1995/9/22
第 107 号	地方団体と芸術支援	1995/9/22
第 106 号	オーストラリアにおける姉妹都市交流の動向	1995/9/22
第 105 号	フランス地方選挙のあらまし	1995/7/20
第 104 号	タイの教科書にあらわれた「日本」	1995/7/10
第 103 号	大韓民国の地方選挙について	1995/6/20
第 102 号	ルクセンブルグの地方自治のあらまし	1995/6/20
第 101 号	米国の公共図書館	1995/6/12
第 100 号	米国の州政府の財政運営と政府間関係	1995/3/20
第 99 号	ノルウェーのフリー・コミューン・プログラム	1995/3/13
第 98 号	1994 年中間選挙 ー地殻変動をもたらした米国政治の動向ー	1995/2/28
第 97 号	英国の公立図書館	1995/2/28
第 96 号	アメリカン・インディアン ーその過去・現在・未来ー	1995/2/14
第 95 号	ロンドンの分散 (Decentralisation) 政策と都市開発	1995/1/20
第 94 号	フランスの学校教育における「日本」	1995/1/20